◆届出の対象となる駐車場

（１）路外駐車場のうち、「※一般公共の用に供される」もの

※不特定多数の人が、営業時間内に自由に利用できる駐車場のことで、次の駐車場は届出の必要はありません。

・利用者が限定される月極め駐車場。

・店舗等の駐車場であっても「専用駐車場」等が明示され、かつ出入口で管理人等が一般利用を排除し、利用者を限定している駐車場。

いいえ → **届出不要**

はい ↓

（２）駐車の用に供する部分の面積合計が５００㎡以上のもの。

いいえ → **届出不要**

はい ↓

（３）駐車料金を徴収する。

いいえ → **届出不要**

はい ↓

上記（１）、（２）、（３）の**全て**に該当する駐車場で

都市計画区域内（旭地域） → **「駐車場法」**および**「バリアフリー新法」**それぞれの届出が必要です。

都市計画区域外（海上・飯岡・干潟地域） → **「バリアフリー新法」**の届出が必要です。

届出不要

※ただし、（１）＋（２）に該当する場合は、法令に定められた構造基準に適合する必要があります。詳細は駐車場法施行令第２章第１節をご確認ください。